令和４年度　建設業法等
法令講習会（奈良県）

建設業法令遵守について

令和４年１２月９日

近畿地方整備局　建政部　建設産業第一課

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

- 建設業法の概要
- 適正な施工体制・配置技術者
- 建設現場における建設業法令遵守について
- その他

建設業法の概要

建設業法（昭和24年法律第100号）の目的と用語の定義

建設業法の目的（第１条）

この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、 建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○ 第一の目的　建設工事の**適正な施工を確保し、発注者を保護**すること
○ 第二の目的　**建設業の健全な発達**を促進すること

建設業法における用語の定義（第２条）

①「建設工事」＝土木建築に関する工事で、建設業法別表第一上欄に掲げる２９種類の工事

②「建設業」　＝建設工事の完成を請け負う営業
（元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わない）

③「建設業者」＝建設業の許可を受けて建設業を営む者
「建設業を営む者」＝建設業の許可の有無を問わず、建設業を営む全ての者

通称	発注者（施主）	⇔	元請業者	⇔	一次業者	⇔	二次業者	⇔	三次業者
建設業法	発注者	⇔	元請負人	⇔	下請負人				
					元請負人	⇔	下請負人		
	⇔：下請契約						元請負人	⇔	下請負人

建設業法の概要

国土交通省
近畿地方整備局

建設業の許可を要するもの

許可制度

国土交通大臣許可
（2以上の都道府県に営業所を設置）

都道府県知事許可
（1の都道府県のみに営業所を設置）

２９業種
（土木工事業・建築工事業等）

特定建設業許可
（4,000万円※1以上の下請契約を結ぶ工事）

一般建設業許可
（特定建設業以外）

許可の要件

- **経営能力**
  ⇒経営業務管理責任者の設置
- **業種毎の技術力**
  ⇒営業所専任技術者の設置
- **誠実性**
- **財産的基礎**

※1…建築一式工事業の場合は、6,000万円

技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

監理技術者の設置
（4,000万円※1以上の下請契約を結ぶ工事）

主任技術者の設置
（全ての建設工事）

技術者の専任配置
（公共性のある又は多数の者が利用する施設・工作物に関する重要な工事を行う場合）

経営事項審査

経営に関する客観的事項の審査
（公共工事の入札に参加しようとする建設業者）

①経営規模
②経営状況
③技術力
④その他

監督処分

※　許可を有さない者に対しても処分可能

法令遵守の実効性を確保するため不適格な者に対する処分

①指示処分
②営業停止処分
③許可取消処分
④罰則の適用

請負契約の適正化

公正な請負契約の締結義務
請負契約の書面締結義務　等

○請負契約の片務性の改善
○下請負人保護の徹底

紛争の処理

建設工事紛争審査会
（建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置）（裁判外紛争処理機関（ＡＤＲ））

①あっせん
②調停
③仲裁

建設業の許可を要しないもの

500万円未満の建設工事

（建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事）

建設業の許可制度（第３条）

○建設業を営もうとする者の資質の向上を図るためには、施工能力、資力、信用がある者に限り、その営業を認める制度が必要

○建設業法においては、「軽微な建設工事（※）」のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければならない

※「軽微な建設工事」とは、請負契約の税込額が500万円に満たない建設工事（建築一式工事にあっては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事）をいう
また、注文者が材料を提供する場合は、請負代金の額に支給材料の市場価格（運送費を含む。）を加えた額が請負代金の額となる（令第１条の２第３項）

建設工事の請負契約とは

「建設工事の請負契約」＝ 報酬を得て、建設工事の完成を目的として締結する契約
（契約の形態や名称を問わない）

☞**建設工事にあたらないもの**
①草刈り、除雪、路面清掃などの作業　②建設機械や仮設材などの賃貸借
③保守点検のみの委託契約　④工作物の設計業務　⑤地質調査、測量調査などの業務
⑥警備業務（交通誘導員）　⑦資材等の売買　など

建設工事の種類と許可業種

建設業の許可は、建設業法別表第一の上欄に掲げる 「土木一式工事」「建築一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」など、２９の建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる業種に分けて与えるものとされている。

	建設工事の種類 (建設業法別表第一上欄)	建設業の許可業種 (建設業法別表第一下欄)
1	土木一式工事	土木工事業
2	建築一式工事	建築工事業
3	大工工事	大工工事業
4	左官工事	左官工事業
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
6	石工事	石工事業
7	屋根工事	屋根工事業
8	電気工事	電気工事業
9	管工事	管工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
12	鉄筋工事	鉄筋工事業
13	舗装工事	舗装工事業
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
15	板金工事	板金工事業

	建設工事の種類 (建設業法別表第一上欄)	建設業の許可業種 (建設業法別表第一下欄)
16	ガラス工事	ガラス工事業
17	塗装工事	塗装工事業
18	防水工事	防水工事業
19	内装仕上工事	内装仕上工事業
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
22	電気通信工事	電気通信工事業
23	造園工事	造園工事業
24	さく井工事	さく井工事業
25	建具工事	建具工事業
26	水道施設工事	水道施設工事業
27	消防施設工事	消防施設工事業
28	清掃施設工事	清掃施設工事業
29	解体工事	解体工事業

※「土木工事業」・「建築工事業」は、主として総合的な企画、指導、調整のもとに工事を施工する業種であり、他の専門工事業に係る工事を施工する場合は、原則としてそれぞれの工事の種類に応じた許可が必要です。

大臣許可と知事許可

国土交通大臣許可	２以上の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営む者
都道府県知事許可	１の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて建設業を営む者

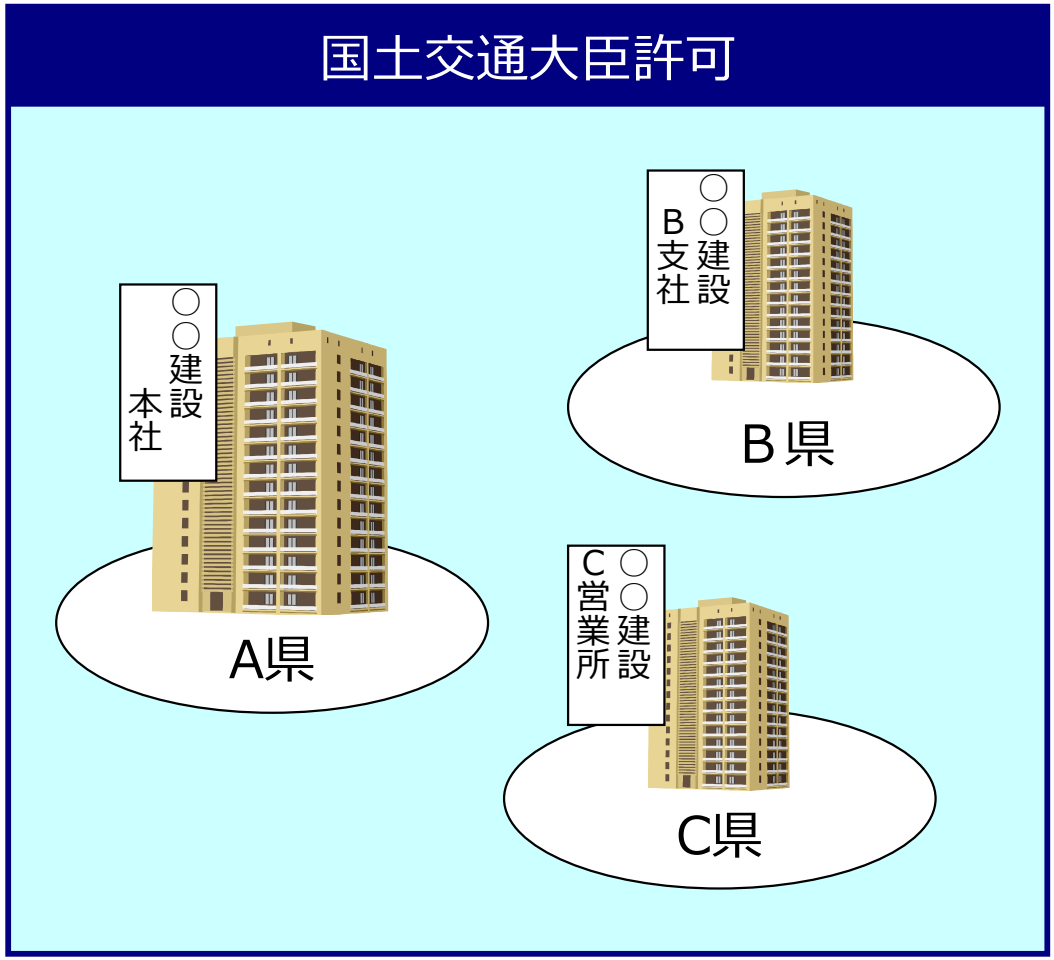

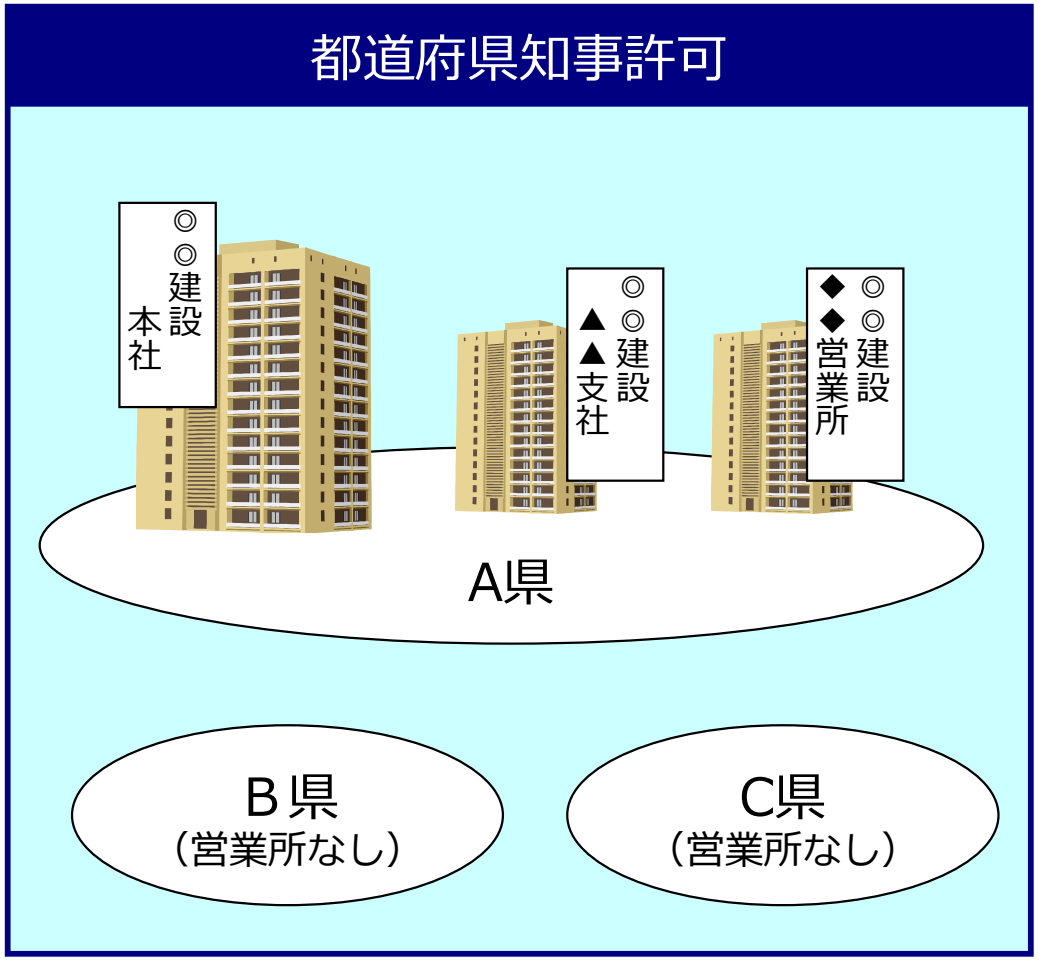

一般建設業と特定建設業

一般建設業

軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする場合を除き、
建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可が必要

建設業法上では、まずは一般建設業の許可が必要である旨を規定し、さらに・・・・・

特定建設業

発注者から直接工事を請け負い、かつ、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上を下請契約して工事を施工する者は特定建設業の許可が必要

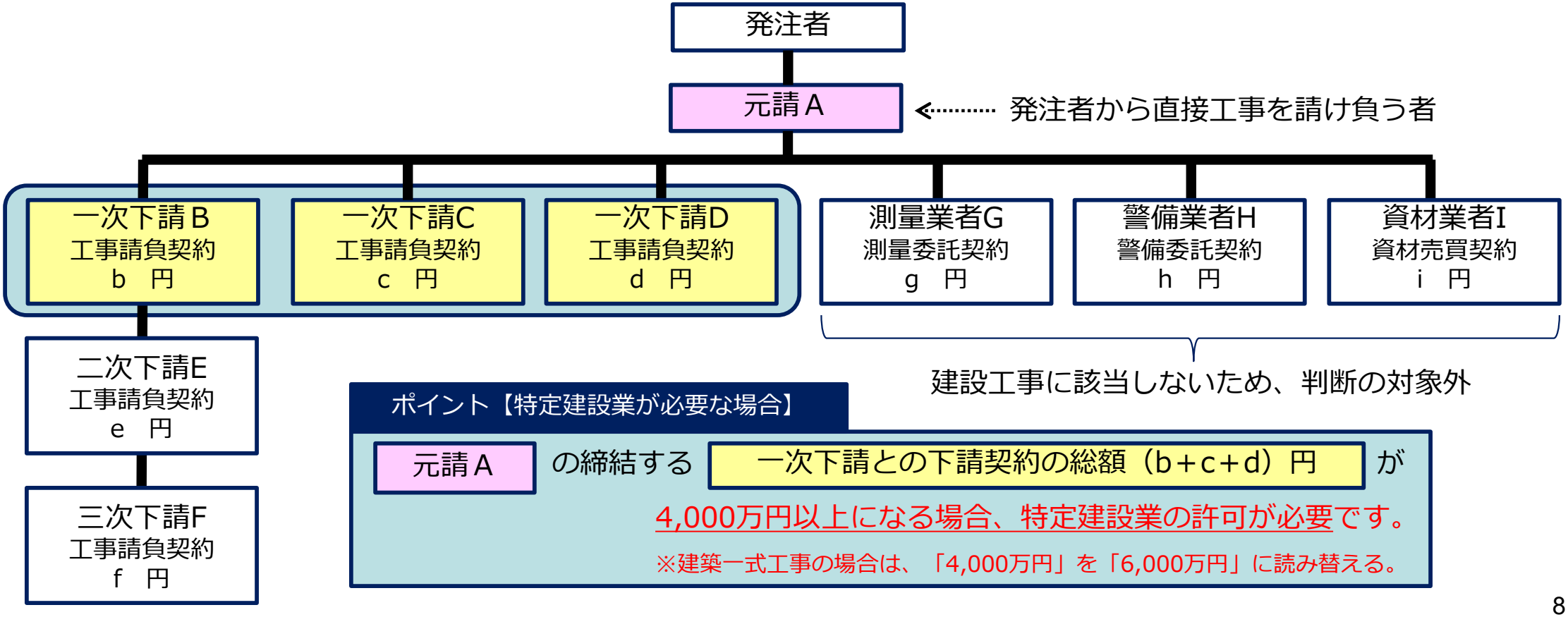

ポイント【特定建設業が必要な場合】

元請Ａ の締結する 一次下請との下請契約の総額（b＋c＋d）円 が
4,000万円以上になる場合、特定建設業の許可が必要です。

※建築一式工事の場合は、「4,000万円」を「6,000万円」に読み替える。

経営事項審査制度（許可・経審・資格審査の関係）

国土交通省
近畿地方整備局

経営事項審査とは、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（以下「公共工事」という。）を発注者から直接請け負おうとする建設業者が、必ず受けなければならない審査です。

公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされており、当該発注機関は欠格要件に該当しないかどうかを審査したうえで、客観的事項と主観的事項の審査結果を点数化し、順位付け、格付けをしています。

このうち客観的事項の審査が「経営事項審査」といわれる審査制度であり、この審査は、経営状況、経営規模、技術的能力、その他の客観的事項について数値により評価するものです。

なお、「経営状況の分析」については、国土交通大臣が登録した経営状況分析機関が行っています。

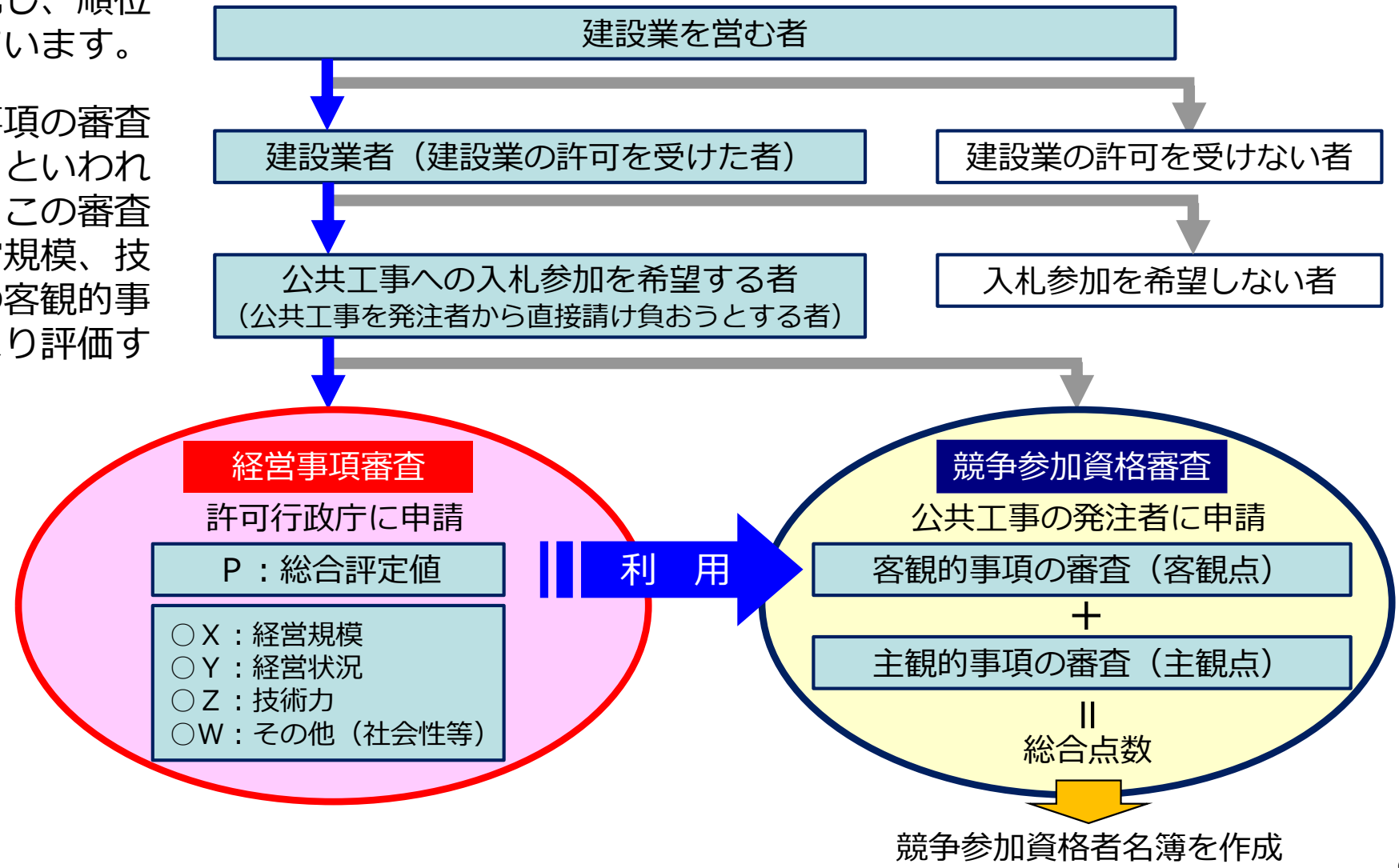

建設業法における技術者

営業所の専任技術者（法第７条第２項又は法第１５条第２項）

- 営業所ごとに専任（当該営業所に常勤して専らその職務に従事する）
- 許可の要件（業種毎に専任技術者が必要／複数業種の兼務は可能）
- 建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するために設置

主任技術者（法第２６条第１項）

- 工事現場ごとに配置
- 許可業者は、全ての建設工事に配置する義務がある（★）
- 施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の管理、施工に従事する者の技術上の指導監督を行う

監理技術者（法第２６条第２項）

工事現場ごとに配置

元請業者の下請負契約の総額が4000万円（建築一式工事は6000万円）以上の場合、主任技術者に代えて配置

施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の管理、施工の従事する者の技術上の指導監督を行う

適正な施工体制・配置技術者

工事現場に配置する技術者①

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。（建設業法第26条）

主任技術者

請負代金の額、元請・下請の別にかかわらず、必ず工事現場に配置
（500万円未満の工事であっても、許可を受けた建設業者であれば、主任技術者の配置が必要)(★)

①1級・2級の国家資格者　②実務経験者

または

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い（元請）、かつ、4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上を下請契約を締結して施工する場合に配置

１級の国家資格者　等

現場技術者の配置例

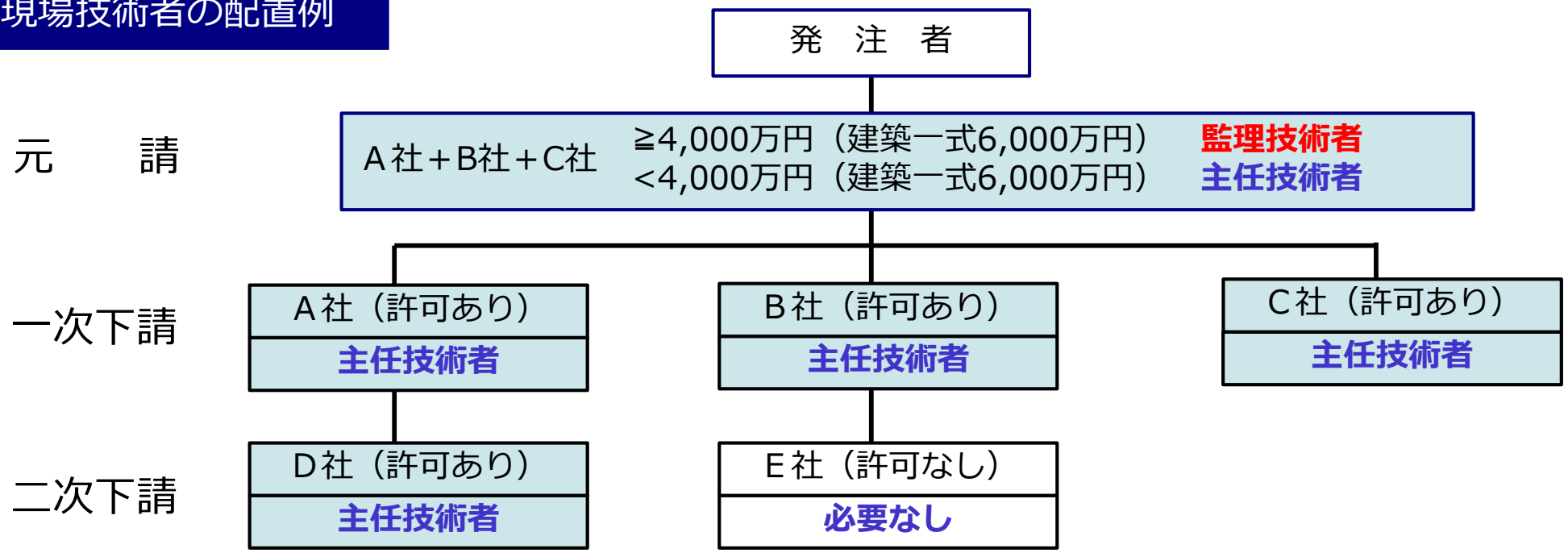

工事現場に配置する技術者②

監理技術者等に求められる雇用関係

主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要とされています。

したがって、以下のような技術者の配置は認められません。

①在籍出向者や派遣社員など、直接的な雇用関係を有していない場合

②工事期間だけの短期雇用者など、恒常的な雇用関係を有していない場合

（ 監理技術者制度運用マニュアル　二-四（3））

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事においては、専任の監理技術者等は、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に、３ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

（監理技術者制度運用マニュアル二-四（3））

なお、変更等により工事途中で下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上となったような場合には、その時点で主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

（ 監理技術者制度運用マニュアル二-二（4））

工事現場に配置する技術者③

監理技術者等の職務の明確化

元請の監理技術者等の職務と下請の主任技術者の職務については、大きく二分して整理し、明確化しています。また、下請の主任技術者が専ら複数工種のマネージメントを行い監理技術者に近い役割を担う場合、その職務は下表右欄となります。（監理技術者制度運用マニュアル　二－三）

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められます。

監理技術者・主任技術者の専任を要する工事

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（以下「公共性のある重要な建設工事」という。）で、工事一件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについては、工事現場ごとに専任の監理技術者等を置かなければなりません。 (建設業法第26条第3項)

○元請、下請の区別なく監理技術者等の専任が求められます。
○「公共性のある重要な建設工事」とは、戸建て住宅を除くほとんどの建設工事が該当します。
○「工事現場ごとに専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。**(★)**

■営業所の専任技術者と監理技術者等との関係

営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められるため、原則として監理技術者等を兼務することはできません。ただし、特例として、下記の**要件を全て満たす場合**は、営業所の専任技術者が監理技術者等となることができます。

①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
②工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
③専任を要しない監理技術者等であること
④所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

「営業所における専任の技術者の取扱いについて（H15.4.21国総建第18号）」

主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

国土交通省

（平成29年8月9日建設業課長通達、平成30年12月3日改正）

専任について

- 監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成等及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本
- 請負代金の額が3千5百万円（建築一式工事である場合にあっては、7千万円）以上の公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、監理技術者等は、工事現場ごとに専任
- 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない

【背景】技術者の継続的な技術研鑽の重要性 ＋ 建設業の働き方改革の推進の観点を追加し、改正

技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由により、専任の監理技術者等が短期間工事現場を離れることは差し支えないことを明確化

【前提条件】

- 適切な施工ができる体制(※)の確保
- その体制について、注文者の了解

（※）適切な施工ができる体制の例

- 必要な資格を有する代理の技術者の配置
- 工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保　等

【留意事項等】 ※新規追加

- 監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはない
- 監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする
- 監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないよう留意（現場に戻りうる体制の確保は必ずしも要しない等）
- 建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点に留意（監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制の確保等）

監理技術者等の専任期間について①

監理技術者等を工事現場ごとに専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、工期中であっても、次に掲げる期間については工事現場への専任は必要としません。
ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で専任を要しない期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要です。

（監理技術者制度運用マニュアル　三（2））

■専任を要しない期間

[元請の場合]

①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
②工事用地等の確保未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
③工事完成後、検査が終了（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

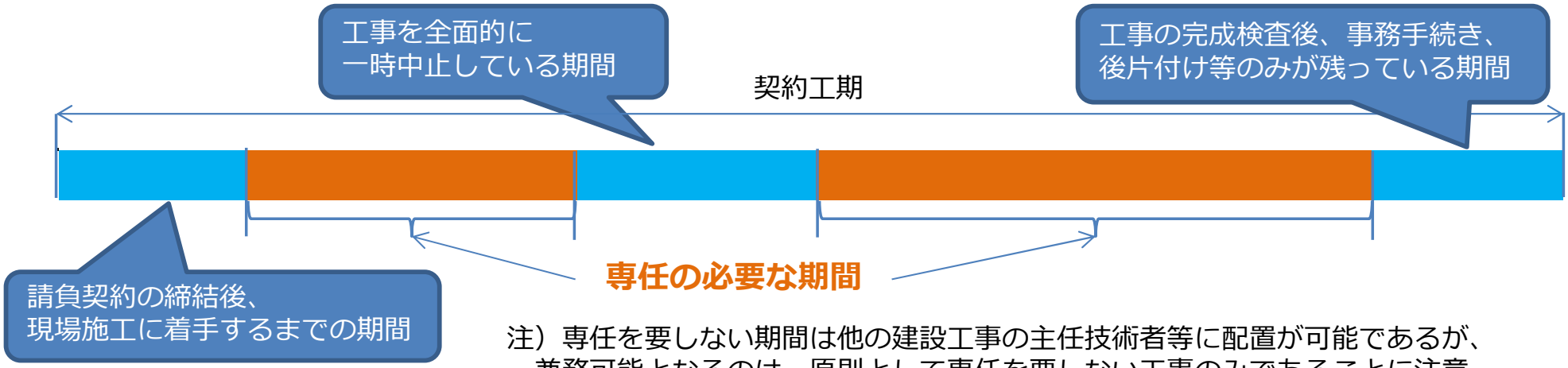

注）専任を要しない期間は他の建設工事の主任技術者等に配置が可能であるが、兼務可能となるのは、原則として専任を要しない工事のみであることに注意。

監理技術者等の専任期間について②

国土交通省
近畿地方整備局

■専任を要しない期間（つづき）

[元請の場合]

④橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

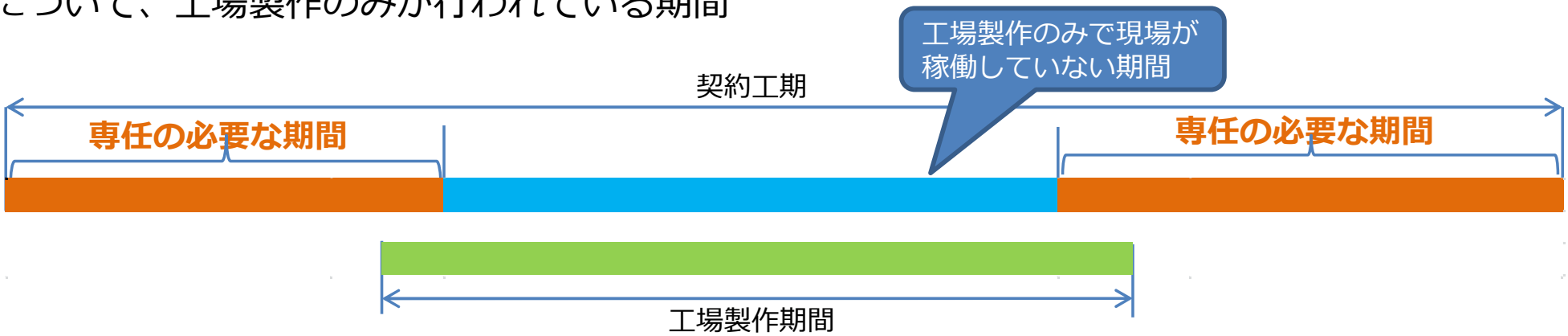

注）工場製作の過程においても、建設工事を適正に施工するため、**監理技術者等がこれを管理する必要**があります。

[下請の場合]

⑤下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間

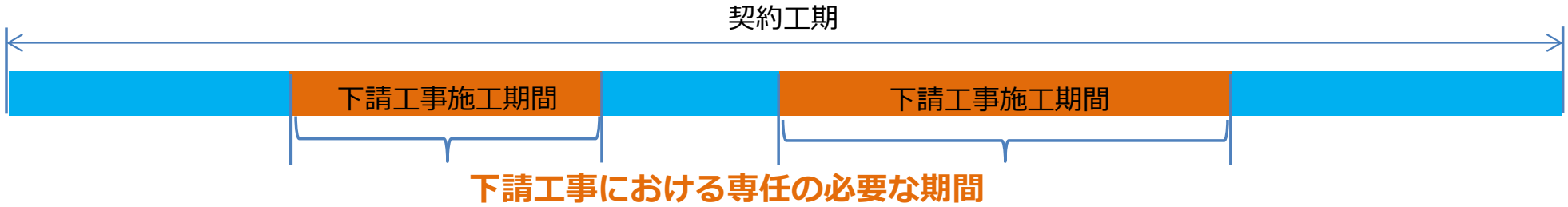

注）自ら施工する工事がない場合でも、**下位の下請業者が施工している期間は、主任技術者は現場に専任する必要**があります。

二以上の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合の特例

公共性のある重要な建設工事のうち、密接な関係のある２以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。（建設業法施行令第27条第2項）

（※注意！この規定は、監理技術者には適用されません。）

[例]

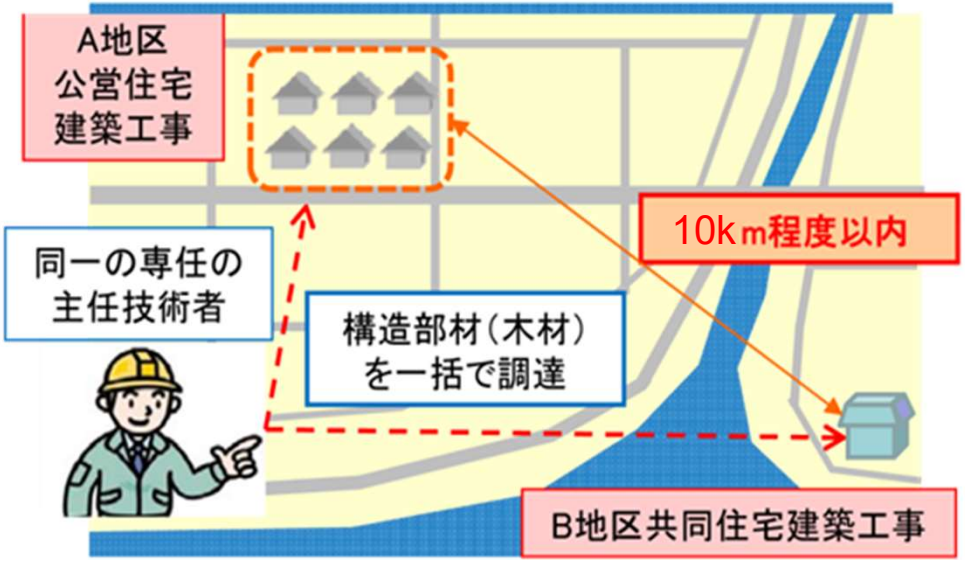

密接な関係のある工事とは

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例
- ２つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- 工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

近接した場所とは　工事現場の相互の間隔が10km程度以内

- 兼任できる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則２件程度とする
- 安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（H26.2.3付け国土建第272号）」

二以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合の特例

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と契約を締結する場合、下記の要件を満たせば、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。

（『監理技術者制度運用マニュアル』三（２））

（発注者は、同一又は別々のいずれでも可）
①契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
②それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの
（当初の請負契約以外の請負契約が、随意契約により締結される場合に限る。）

この場合、これら複数工事を一の工事とみなした取扱いとなるため、これら複数工事に係る下請金額の合計を4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上とするときは、特定建設業許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければなりません。

また、これら複数工事に係る請負代金額の合計が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。

（A工事：建築一式以外）

請 負 代 金　3,600万円
下請代金合計　2,800万円
専任の主任技術者

（B工事：建築一式以外）

請 負 代 金　3,800万円
下請代金合計　2,500万円
専任の主任技術者

A工事とB工事を
一つの工事としてみなす
請 負 代 金　7,400万円
下請代金合計　5,300万円
専任の監理技術者

二つの工事を同一の監理技術者が兼任できる場合（特例監理技術者）①

国土交通省

公共性のある重要な建設工事において、監理技術者を配置する場合、専任が必要となりますが、監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で置くときにはこの限りではありません。なお、この場合の同一の監理技術者が配置できる工事現場数は２となります。

（第26条第3項ただし書、令第29条）

※技術者配置のイメージ

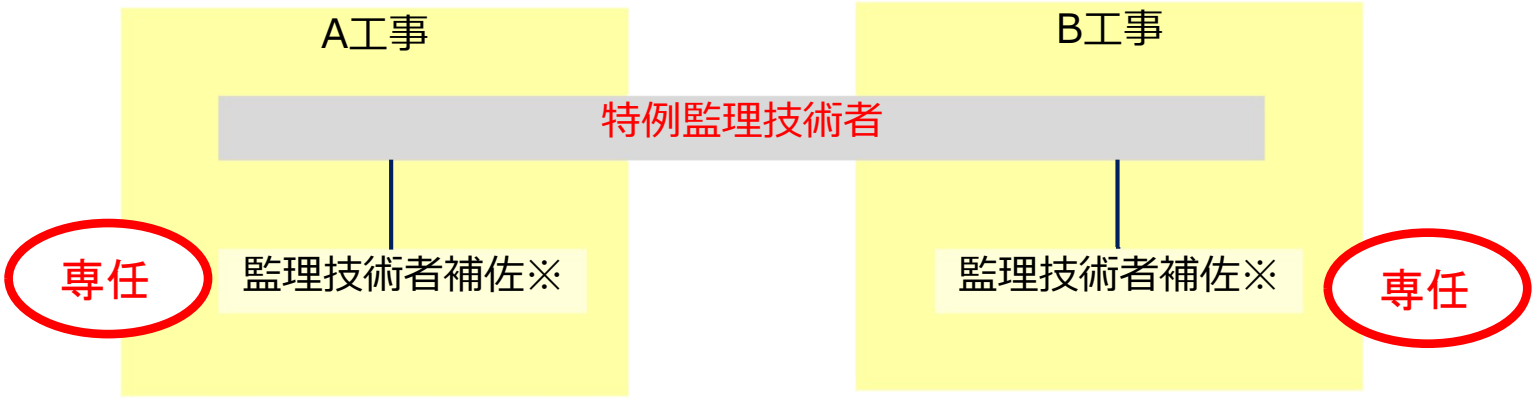

監理技術者補佐をそれぞれの現場に専任で配置することで、本来専任配置が求められる監理技術者を２つの工事現場に配置することが可能となります。

二つの工事を同一の監理技術者が兼任できる場合（特例監理技術者）②

国土交通省

①監理技術者等の職務

特例監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められます。特例監理技術者は、その職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができますが、その場合においても、職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要です。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められます。特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、常に連絡が取れる体制を構築しておく必要があります。

（『監理技術者制度運用マニュアル』二－三）

②特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲

特例監理技術者が兼務できる工事現場数は２までとされており、兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とされています。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましいとされています。

（『監理技術者制度運用マニュアル』三（１））

＜参考＞「監理技術者の職務を補佐する者」について

監理技術者の職務を補佐する者は、監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者とされており具体的には以下のいずれかの者となります。

・建設工事の種類に応じた１級技士補であって、主任技術者要件を満たす者
・建設工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす

（令第28条、国土交通省告示第1057号）

※技士補とは

令和３年度からの新たな技術検定制度において第1次検定に合格した者に与えられる称号です。

特定専門工事における主任技術者の配置

国土交通省

特定専門工事の元請負人が置く主任技術者が、当該下請負人の配置しなければならない主任技術者が行うべき職務を行う場合においては、その下請負人に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しません。ただし、特定専門工事にかかる下請総額が3,500万円未満の工事に限ります。

この場合当該元請負人が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し、一年以上指導監督的な実務経験を有し、当該工事の現場に専任で配置する必要があります。

また、あらかじめ注文者の書面による承諾を得る必要があります。（法第26条の3、令第30条）

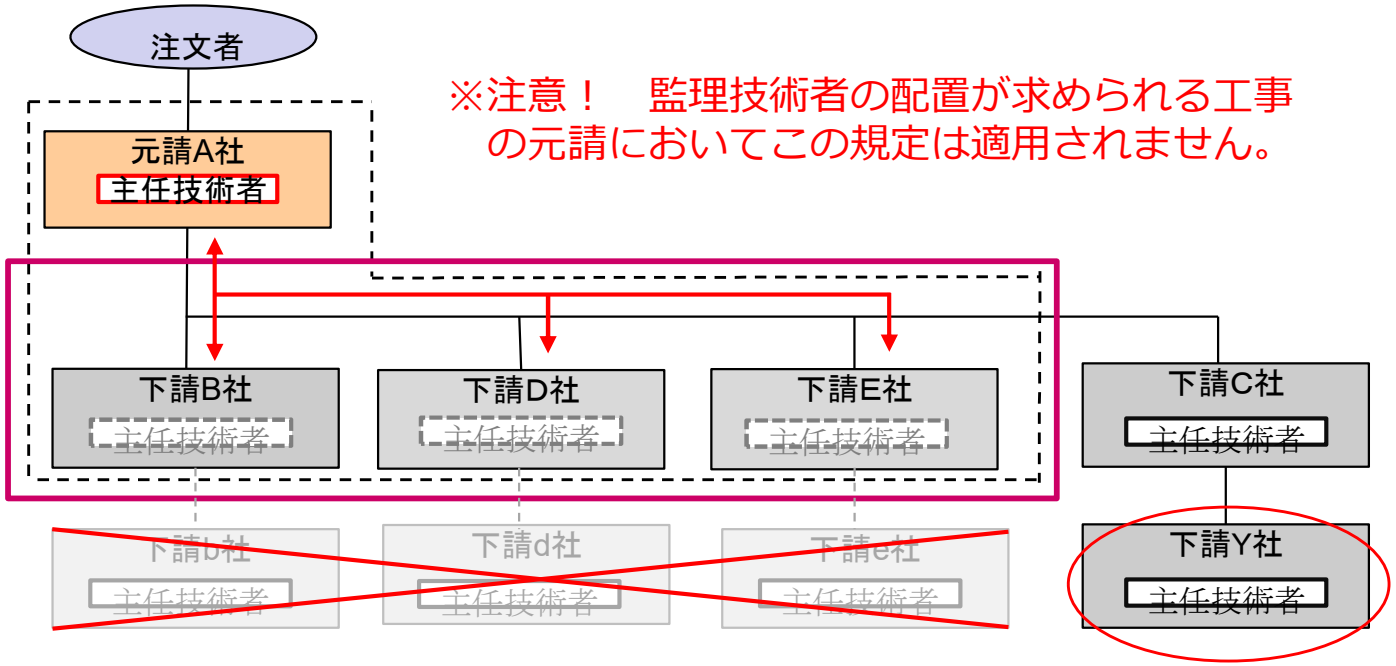

再下請の禁止

主任技術者を置かないこととした下請負人（下請Ｂ、Ｄ、Ｅ社）は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせることはできません。主任技術者を置いている（下請C社）は再下請可能です。

（法第26条の3第8項）

＜参考＞特定専門工事とは

土木一式又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、以下のとおり定められています。(令第29条)

・大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる**型枠の組立てに関する工事**

・**鉄筋工事**

JV(建設工事共同企業体)工事における配置技術者①

共同企業体制度（JV）の定義

共同企業体（ジョイント・ベンチャー、ＪＶ）とは、建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が一つの建設工事を受注・施工することを目的として形成する事業組織体のことをいいます。

主な共同企業体（JV）の結成方式

○特定建設工事共同企業体（特定ＪＶ）

大規模かつ技術難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等、工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体をいいます。

○経常建設共同企業体（経常ＪＶ）

中小・中堅建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいいます。単体企業と同様、発注機関の入札参加資格審査申請時（原則年度当初）に経常ＪＶとして結成し、一定期間、有資格業者として登録されます。

共同企業体（JV）の施工方式

○甲型（共同施工方式）

全構成員が各々、あらかじめ定めた出資額の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、一体となって工事を施工する方式をいいます。

○乙型（分担施工方式）

共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担した工区の工事を責任を持って施工する方式をいいます。

JV（建設工事共同企業体）工事における配置技術者②

国土交通省
近畿地方整備局

甲型ＪＶで下請代金の総額が4,000万円（建築一式：6,000万円）未満の場合

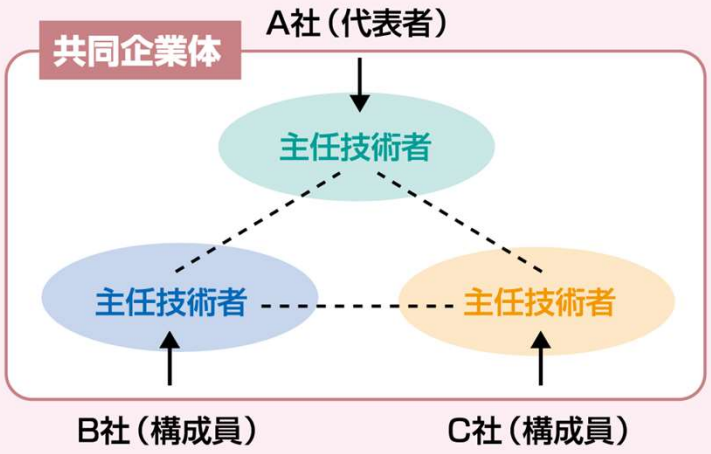

①すべての構成員が主任技術者を配置する。
（参考:共同企業体運用準則（平成23年11月11日国土交通省中建審第１号「共同企業体の在り方について」から抜粋）では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者を原則とすべき旨が示されています。以下の「主任技術者」についても同じ。）

②設置された技術者のなかから代表する主任技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく。

③発注者から請け負った建設工事の請負代金の額が 3,500万円(建築一式：7,000万円)以上の場合は、設置された主任技術者の全員が当該工事に専任する。

甲型ＪＶで下請代金の総額が4,000万円（建築一式：6,000万円）以上の場合

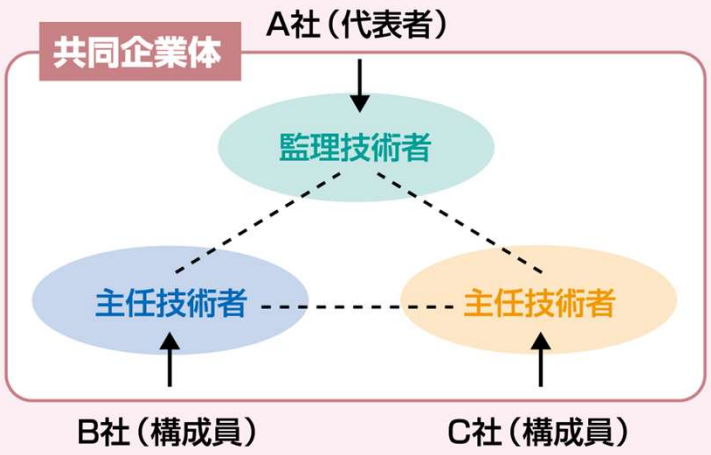

①構成員のうち１社（通常はＪＶ代表者）が監理技術者を配置し、他の構成員が主任技術者を配置する。

②設置された技術者のなかから代表する監理技術者等を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく。

③発注者からの請け負った建設工事の請負代金の額が 3,500万円(建築一式：7,000万円)以上の場合は、設置された監理技術者及び主任技術者の全員が当該工事に専任する。

JV(建設工事共同企業体)工事における配置技術者③

国土交通省
近畿地方整備局

乙型ＪＶで分担工事に係る下請代金の総額が4,000万円（建築一式：6,000万円）未満の場合

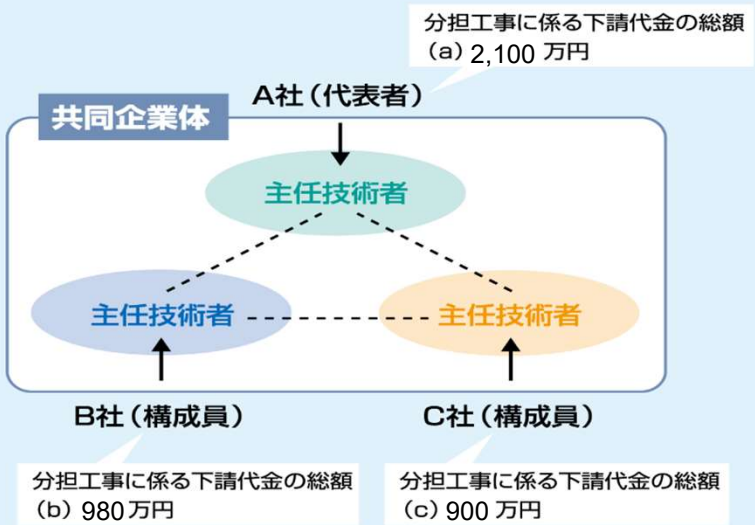

①すべての構成員が主任技術者を配置する。
（参考:共同企業体運用準則（平成23年11月11日国土交通省中建審第１号「共同企業体の在り方について」から抜粋）では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者を原則とすべき旨が示されています。以下の「主任技術者」についても同じ。）

②分担工事に係る請負代金の額が 3,500万円(建築一式： 7,000万円)以上の場合は、設置された主任技術者は当該工事に専任する。

乙型ＪＶで分担工事に係る下請代金の総額が4,000万円（建築一式：6,000万円）以上の場合

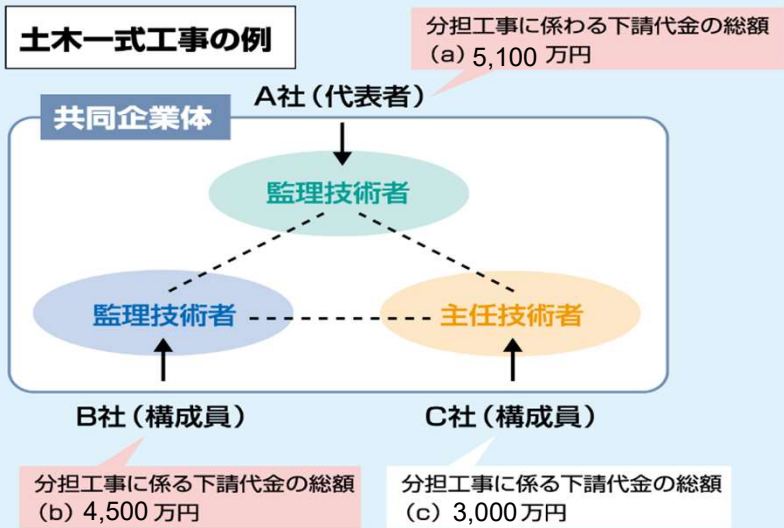

①ＪＶ代表者及び構成員のうち分担工事に係る下請代金が4,000万円(建築一式：6,000万円)以上となる者は監理技術者を配置し、他の構成員は主任技術者を配置する。

②分担工事に係る請負代金の額が 3,500万円(建築一式： 7,000万円)以上の場合は、設置された監理技術者等は当該工事に専任する。

監理技術者資格者証

国土交通省
近畿地方整備局

専任の監理技術者又は特例監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者※の中から選任しなければなりません。
（建設業法第26条第5項）

また、前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（建設業法第26条第6項）

（※令和3年1月1日以降有効期限を迎える方は、監理技術者講習の有効期間の起算点が講習を受けた日の属する年の翌年1月1日からとなり、同日から５年間が有効期間となります。）（★）

従前の監理技術者資格者証（左）と監理技術者講習修了証（右）

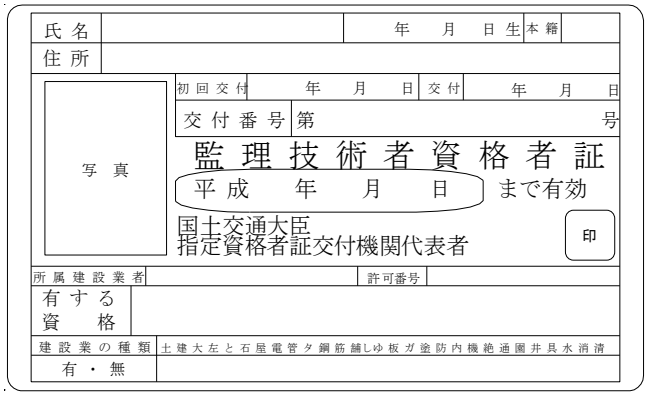

（表面）

（裏面）

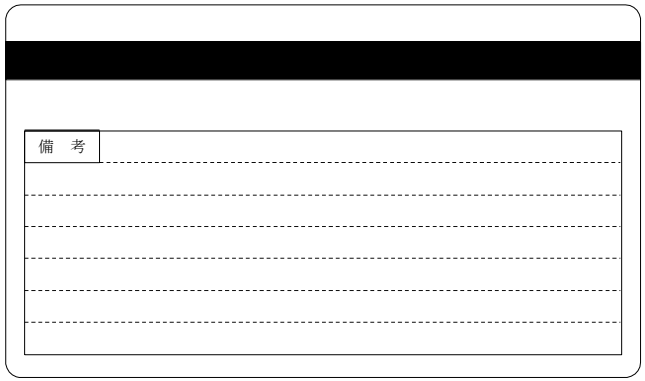

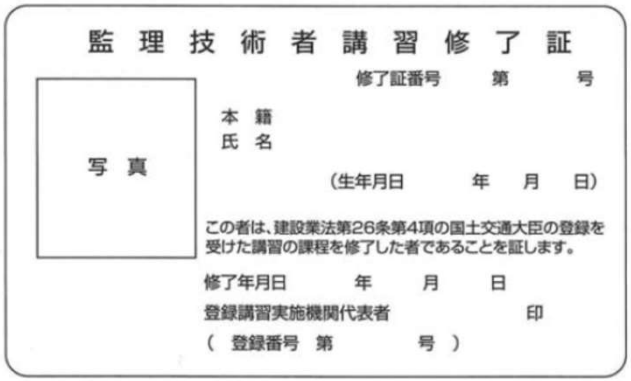

（裏面）

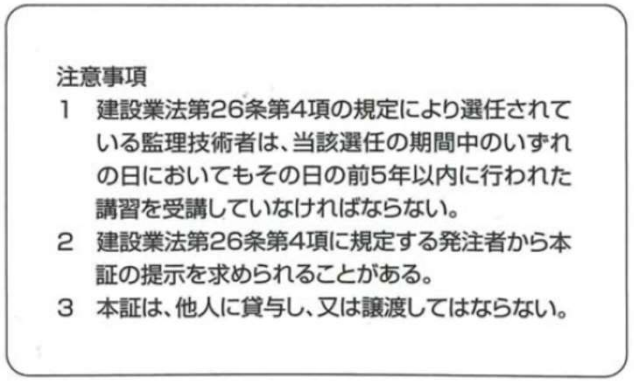

平成28年6月より統合

H28.6.1以後の監理技術者資格者証

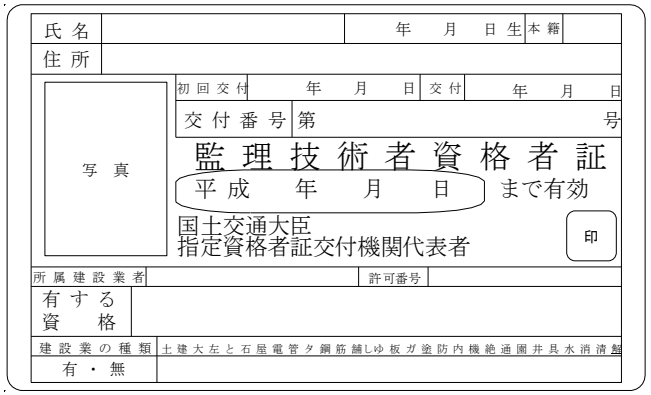

（表面）

（裏面）

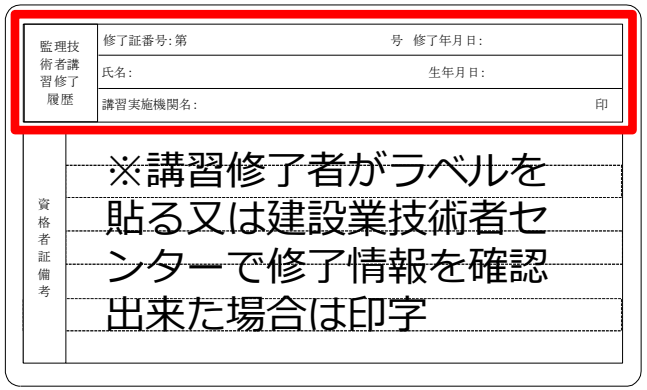

※講習修了者がラベルを貼る又は建設業技術者センターで修了情報を確認出来た場合は印字

技術者の資格一覧表

技術者の資格一覧表

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） （土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園）工事業			その他（左記以外の22業種） （大工、左官、とび･土工･コンクリート、石、屋根、タイル･れんが･ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体）工事業		
許可の種類		特定建設業者		一般建設業者	特定建設業者		一般建設業者
元請工事における下請金額の合計		4,000万円※1以上	4,000万円※1未満	4,000万円※1以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣認定者	①一級･二級国家資格者 ②登録基幹技能者※3 ③指定学科＋実務経験者 ④実務経験者（10年以上）		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①一級･二級国家資格者 ②登録基幹技能者※3 ③指定学科＋実務経験者 ④実務経験者（10年以上）	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が3,500万円※2以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	技術者の専任を要する建設工事のときに必要	必要ない		技術者の専任を要する建設工事のときに必要	必要ない	

※1：建築一式工事の場合は、6,000万円　　※2：建築一式工事の場合は、 7,000万円
※3：登録基幹技能者の認定に関しては平成30年4月1日より施行

公共工事における施工体制台帳及び施工体系図の作成

国土交通省
近畿地方整備局

公共工事においては、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結した全ての工事で、施工体制台帳及び施工体系図を作成することが義務付けられています。
（建設業法第24条の８第１項、第４項及び入札契約適正化法第15条第１項）

施工体制台帳の作成趣旨

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、

①品質・工程・安全管理などの施工上のトラブルの発生

②不良・不適格業者の参入、建設業法違反（一括下請負等）

③安易な重層下請 → 生産効率低下

を防止しようとするものです。

施工体制台帳の提出・閲覧・保存

現場に据え置く（工事中）

５年間保存（工事完了後）

公共工事

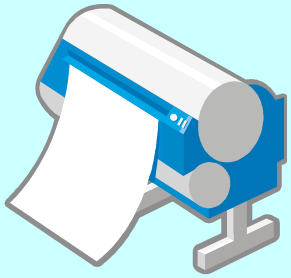

写しの提出

さらに、公共工事においては、施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。
（入札契約適正化法第15条第2項）

施工体制台帳の作成範囲と構成

施工体制台帳の作成範囲

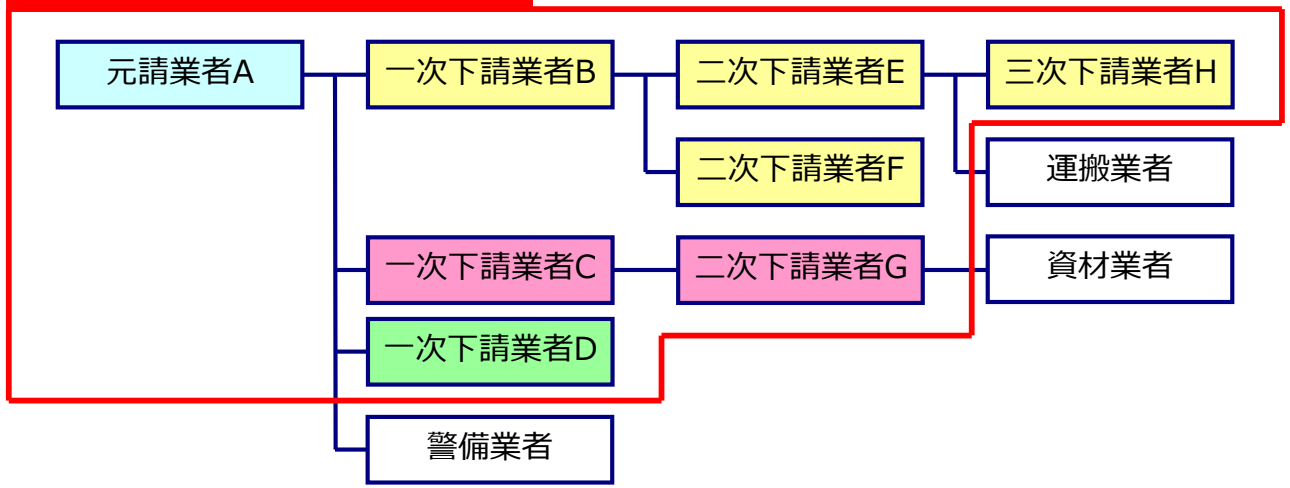

・施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負人（建設業許可を持たない者を含む）を指します。

・建設工事の請負契約に該当しない警備業務や資材納入、運搬業務などにかかる下請負人については、建設業法上は記載の必要はありません。

施工体制台帳の構成

上図の施工体制を例に取ると、元請業者A及び各下請業者B,C,Eが作成する以下の書類を一括りとして、施工体制台帳が構成される。**（★記載事項）**

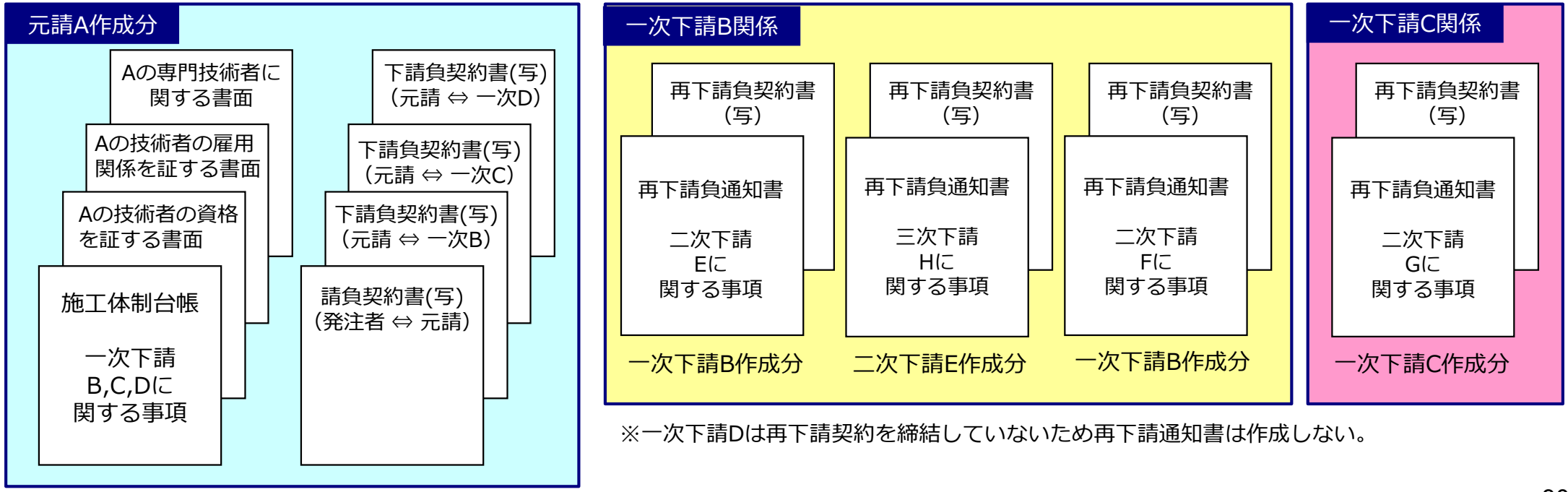

※一次下請Dは再下請契約を締結していないため再下請通知書は作成しない。

施工体制台帳の添付書類

必要な法定書類	具体の内容	注意事項
○発注者と元請負人の契約書の写し **○元請負人と下請負人の契約書の写し** **○下請負人と再下請負人の契約書の写し**		公共工事においては、下請間の契約書の写しは請負金額が明示されたものが必要。
○監理技術者等の資格を証する書面 **○専門技術者の資格を証する書面**	国家資格等の合格証明の写し 監理技術者資格者証の写し 実務経験証明書（原本） など	専任の監理技術者の場合、監理技術者証の写しに限る。また、過去５年以内に監理技術者講習を受講した者に限る。(★)
○監理技術者等及び専門技術者の雇用関係を証する書面	健康保険証の写し 監理技術者資格者証の写し 住民税特別徴収税額決定通知書の写し など	公共工事においては、専任の監理技術者は入札の申込前に３ヵ月以上の雇用関係にあることが必要である。

※法令上の義務はないが添付することが望ましい書類

○下請負人の建設業許可通知書の写し（建設業許可の有効期限確認のため）

○下請負人の主任技術者の資格を証する書面

○監理技術者講習修了証の写し（工期の全てにおいて、講習受講日が過去５年以内のもの(★)）

➡ 適切な施工を確保するために元請業者が確認し、施工体制台帳に添付しておくことが望ましい。

施工体系図の掲示義務

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて作成し、公共工事については、工事の期間中、現場内の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

(建設業法第24条の８第４項及び入札契約適正化法第15条第１項)

施工体系図のイメージ

（★記載事項）

工事の名称、工期、発注者の名称

（元　請）

- ●作成建設業者の名称
- ●監理・主任技術者の氏名
- ●専門技術者の氏名
- ●担当工事内容

（一次下請）

- ●下請負人の名称
- ●代表者名
- ●許可番号
- ●一般／特定の別
- ●工事内容
- ●工期
- ●主任技術者の氏名
- ●専門技術者の氏名
- ●担当工事内容

（二次下請）

- ●下請負人の名称
- ●代表者名
- ●許可番号
- ●一般／特定の別
- ●工事内容
- ●工期
- ●主任技術者の氏名

（三次下請）

- ●下請負人の名称
- ●代表者名
- ●許可番号
- ●一般／特定の別
- ●工事内容
- ●工期
- ●主任技術者の氏名

- ●下請負人の名称
- ●代表者名
- ●許可番号
- ●一般／特定の別
- ●工事内容
- ●工期
- ●主任技術者の氏名

- ●下請負人の名称
- ●代表者名
- ●許可番号
- ●一般／特定の別
- ●工事内容
- ●工期
- ●主任技術者の氏名
- ●専門技術者の氏名
- ●担当工事内容

- ●下請負人の名称
- ●代表者名
- ●許可番号
- ●一般／特定の別
- ●工事内容
- ●工期
- ●主任技術者の氏名

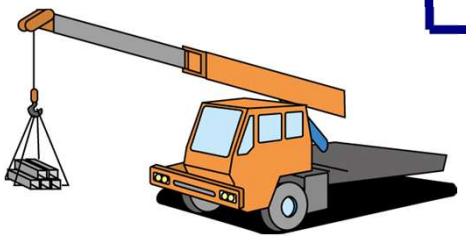

注１）下請負人に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者について行うことが必要です。

注２）工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、速やかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。

注３）専門技術者の氏名及び担当工事内容は、専門技術者を配置した場合に記載します。

注４）施工体系図と共に、法第40条に規定する業者票の掲示も必要です。（★）

◇施工体制台帳のチェックポイント［公共工事］

①施工体制台帳が適切に作成され、発注者に提出されているか

②請負業者（元請）の建設業許可は特定建設業者の許可か
一般建設業者の場合、下請金額が4000万円未満か

③監理技術者又は主任技術者の国家資格等は適切か

④施工体制台帳に添付すべき資料が添付されているか

⑤下請業者の建設業許可や主任技術者は適切か

⑥社会保険等に未加入の下請業者はいないか

⑦外国人建設就労者等の従事の状況は記載されているか

⑧再下請負通知書に添付すべき資料が添付されているか

◇施工体系図のチェックポイント［公共工事］

①下請業者は不明確な施工体系となっていないか

②安易な重層下請になっていないか

③主任技術者等は適切に配置されているか

④施工体系図に記載のない業者が出入りしていないか

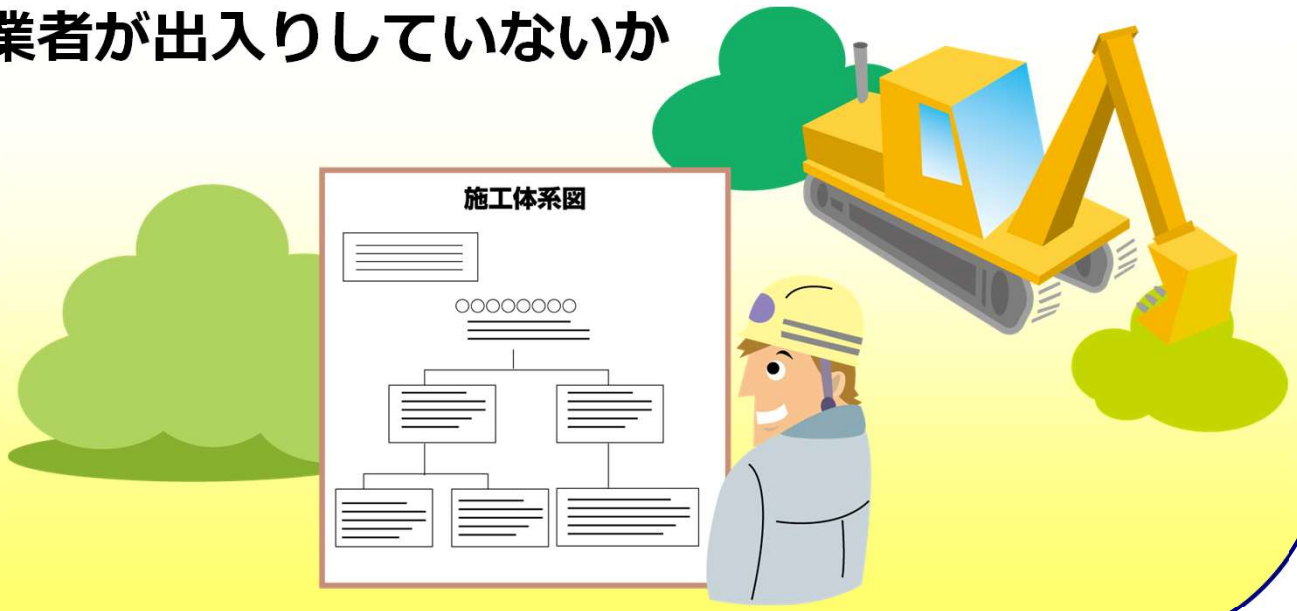

【参考】現場代理人とは･･･

現場代理人とは、現場において「請負人の任務の代行をする者」

現場代理人は、標準請負契約約款（※１）で定められた者であり、建設業法には要件等の規定はない（※２）

（※１　「公共工事標準請負契約約款」、「建設工事標準下請契約約款」等）
（※２　ただし、現場代理人を選任した場合の通知義務あり［法第19条の2］）

現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは兼務可能

現場代理人は、
原則として工事現場への常駐が求められる

※標準請負契約約款の改正により、平成22年度以降、現場代理人としての業務に支障がなく、常時連絡が取れる体制にある場合は、常駐を免除することができる

【参考】専門技術者について

土木一式工事及び建築一式工事の場合

建設業者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該建設工事に関する『専門技術者』を工事現場に置かなければなりません。（建設業法第26条の2第1項）

附帯工事（※）の場合

建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事（附帯工事）を施工する場合、当該建設工事に関する『専門技術者』を置かなければなりません。（建設業法第26条の2第2項）

○資格要件は、主任技術者と同じです。
○資格要件が備わっていれば、監理技術者又は主任技術者が兼任できます。
○専門技術者を配置しない場合は、当該建設工事の許可を受けた建設業者と下請負契約が必要です。
○建設業の許可を必要としない「軽微な建設工事」を除きます。

（※）附帯工事について（建設業法第４条）

建設業者は、許可を受けた建設業以外の建設工事であっても、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する工事であれば請け負うことができます。これを「附帯工事」といいます。

①主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事（例：管工事の施工に伴って必要を生じた熱絶縁工事、屋根工事の施工に伴って必要を生じた塗装工事　など）

②主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事（例：屋内電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事、建具工事の施工に伴って必要を生じたコンクリート工事　など）

建設現場における
建設業法令遵守について

適正な下請契約の在り方

建設工事の下請契約締結までの標準的な手順は、以下のとおりです。

見積依頼業者の選定

書面で依頼

見　積　依　頼
（建設業法第 20　条第 3 項）

仕様書・図面等渡し

見　積　期　間
(建設業法第20条第3項)

質 疑 応 答
（見積条件内容確定）

内訳を明示

見　積　提　出
（建設業法第 20　条第 1 項）

金　額　折　衝

書面契約
（建設業法第 19　条）

着工前に交付

対等な
立場における
公正な契約
(建設業法第18条)

建設工事の当事者は、
各々の対等な立場に
おける合意に基づいて
公正な契約を締結し、
信義に従って誠実に
これを履行する義務を
負います。
（建設業法第18条）

見積条件の提示 （法第20条第3項）

〔事例〕

① 元請負人が不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた

② 元請負人が、予定価格が700万円の下請契約を締結する際、見積期間を３日として下請負人に見積りを行わせた

上記①のケースは、法第20条第3項に違反する恐れがあり、②のケースは違反に該当します。

元請負人は、下請契約を締結する前に、工事の具体的内容を下請負人に提示し、その後、下請負人が見積りをするために必要な一定の期間を設けることが義務付けられています。

上記②の場合、予定価格が500万円を超えていることから、通常は10日以上の見積期間が必要です。

建設業法第20条第３項（建設工事の見積り等）
建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行う以前に、第19条第１項第１号 及び第３号 から第14号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

見積り依頼の方法 （法第20条第3項、施行令第6条）

☞見積条件の提示に当たっては、下請契約の具体的内容を提示する

建設工事の請負契約を締結するにあたっては、請負金額の算定に当たり適正な見積りを実施することが必要です。

建設業法では、見積を依頼する際は、法第19条第１項のうち第２号（請負代金の額）を除く工事内容、工期等の事項について、できる限り具体的な内容を提示して依頼することを求めています。

施工条件が確定していないなどの正当な理由がないのに具体的な内容を示していない場合、法第20条第３項に違反します。

☞予定価格の額に応じて、一定の見積期間を設ける（施行令第６条）

①予定価格が500万円に満たない工事　1日以上
②予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事　10日以上
③予定価格が5,000万円以上の工事　15日以上
（ただし、②③についてはやむを得ない事情があるときは５日以内で短縮が可能）

☞下請契約の見積条件の内容は、書面で提示することが望ましい

書面による契約締結①　（法第19条第1項）

〔事例〕

①　下請工事に関し、書面による契約を行わなかった

②　元請負人からの指示に従い、下請負人が書面による請負契約の締結前に工事に着手し、工事の施工途中又は工事終了後に契約書面を相互に交付した

上記のケースは、いずれも法第19条第１項に違反します。

建設工事の請負契約は、請負代金の額を問わず、下請工事の着工前に書面により行うことが義務づけられています。

注文書・請書で契約する場合は、別途基本契約書を交わすか、基本契約約款を添付する必要があります。

建設業法第19条（建設工事の請負契約の内容）

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。（以下略）

２　請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

書面による契約締結②（法第19条第1項）

☞契約は下請工事の着工前に書面により行う

☞契約書面には建設業法に定める一定の事項を記載する

建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして、相互に交付しなければなりません。

①工事内容（構造・仕様・数量等、下請負人の責任施工範囲、施工条件等を具体的に記載）

②**請負代金の額**

③工事着手・工事完成の時期

④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

⑤請負代金の全部又は一部の前払金又は出来高部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

⑬工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

⑮契約に関する紛争の解決方法

⑯その他国土交通省令で定める事項

契約書に記載しなければならない事項14項目。見積依頼時にも「②請負代金」を除いた13項目が必要。

書面による契約締結③ （法第19条第1項）

☞注文書・請書による契約は一定の要件を満たすことが必要

●注文書・請書＋基本契約書

1. 基本契約書には、注文書及び請書に記載される事項を除き法第19条第1項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付する。
2. 注文書及び請書には、法第19条第1項第1号から第3号（前頁の1～3)に掲げる事項、その他必要な事項を記載する。
3. 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記する。
4. 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印する。

●注文書・請書＋基本契約約款

1. 注文書及び請書のそれぞれに、同一の内容の基本契約約款を添付又は印刷する。
2. 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載する。
3. 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には割印をする。
4. 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19条第1項第1号から第3号に掲げる事項その他必要な事項を記載する。
5. 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記する。
6. 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印する。

追加工事 ・ 工期変更 （法第19条第2項）

☞追加工事等の着工前に書面による契約変更が必要

追加工事等の発生により請負契約の内容を変更するときは、法第19条第２項により、追加工事等の着工前にその変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

工事状況によりその都度変更契約を締結することが不合理な場合は、元請負人は、以下の事項を記載した書面を着工前に下請負人と取り交わし、追加工事等の内容が確定した時点で遅滞なく変更契約を行う必要があります。

① 下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容
② 当該追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更等を行う時期
③ 追加工事等に係る契約単価の額

☞工期変更にかかる工事の着工前に書面による契約変更が必要

工期を変更するときは、法第19条第２項により、工期変更にかかる工事の着工前にその変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

下請工事に着手した後に工期が変更になった場合は、変更後の工期が確定した時点で遅滞なく変更契約を行う必要があります。

不当に低い請負代金①（法第19条の3）

〔事例〕

① 元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した

② 元請負人が下請負人に対して、契約単価を一方的に提示し、下請負人と合意することなく、これにより積算した額で下請契約を締結した

上記のケースは、いずれも法第19条の３に違反する恐れがあります。

注文者（元請負人）が、自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは禁止されています。

建設業法第19条の３（不当に低い請負代金の禁止）
　注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

不当に低い請負代金②（法第19条の3）

☞自己の取引上の地位の不当利用とは

「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上、優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に圧迫するような取引等を強いることです。

このような下請契約を締結した場合、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、工事の施工方法・工程等に無理な手段・期間等の採用を強いることになり、公衆災害や労働災害等の原因となるおそれがあります。

不当に低い請負代金③ （法第19条の3）

☞法定福利費や労働災害防止対策経費は『通常必要と認められる原価』

健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入に際し建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費や、建設工事現場において元請負人及び下請負人がそれぞれの立場に応じて講じる労働災害防止対策経費についても、「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。

よって、下請負人の見積書に法定福利費が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削除したり、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、法第19条の３に違反する恐れがあります。
労働災害防止対策経費についても同様です。

○詳しくは「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」、「元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年4月21日労働省基発第267号の2）」参照。

指値発注（法第19条の3）

〔事例〕

① 元請負人が合理的根拠がないのにもかかわらず、下請負人による見積額を著しく下回る額で下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した

② 元請下請間で請負代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事を着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に元請負人が下請負人との協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した

「指値発注」とは、元請負人が下請負人と十分な協議をせず又は下請負人との協議に応じることなく、一方的な請負代金の額を提示して、その額で請負契約を締結することをいいます。

指値発注は、元請負人としての優越的地位の不当利用に当たるものと考えられることから、法第19条の３に違反する恐れがあります。

不当な使用資材等の購入強制 （法第19条の4）

〔事例〕

① 下請契約の締結後に、元請負人が下請負人に対して下請工事に使用する資材又は機械器具等を指定、あるいはその購入先を指定した結果、下請負人は予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった

「不当な使用資材等の購入強制」が禁止されるのは下請契約の締結後における行為に限られます。

これは、注文者の希望するものを作ることが建設工事の請負契約の目的であることから、請負契約の締結に当たって、注文者（元請負人）が自己の希望する資材やその購入先等を指定することは当然のことであり、下請負人は、それに従って適正に見積りをすることができるため、その利益は害されないと考えられるためです。

建設業法第19条の４（不当な使用資材等の購入強制の禁止）
　注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

やり直し工事 （法第19条の3）

〔事例〕

① 元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合

やり直し工事を下請負人に依頼する場合、原因が当該下請負人の責めに帰すべき場合を除き、やり直し工事で生じた費用を一方的に下請負人に負担させることは、法第19条の３に違反する恐れがあります。

また、下請負人の責めに帰さないやり直し工事を下請負人に依頼する場合は、変更契約が必要です。

赤伝処理①（法第20条第3項、第19条第1項、第19条の3）

〔事例〕

① 元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請工事の施工に伴って副次的に発生した建設廃棄物の処理費用及び下請代金を下請負人の銀行口座へ振り込む際の手数料等を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合

「赤伝処理」とは、元請負人が

① 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
② 下請代金の支払に関して発生する振込手数料等
③ 副次的に発生する建設廃棄物の処理費用
④ 駐車場代、弁当等のごみ処理費、安全協力会費等

を下請代金の支払時に差引く（相殺する）行為です。

赤伝処理を行う場合、その内容を見積条件、契約書面に明示していない場合は、法第20条第３項、第19条第１項、第19条の３などに違反する恐れがあります。

赤伝処理②（法第20条第3項、第19条第1項、第19条の3）

☞赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要

赤伝処理を行うことが直ちに建設業法上の問題となることはありませんが、その内容や差引く根拠等について元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であることに留意しなければなりません。

赤伝処理を行う場合には、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について見積条件や契約書面に明示する必要があり、当該事項を見積条件に明示しなかった場合については法第20条第３項に、契約書面に記載しなかった場合については法第19条第１項又は第２項に違反します。

☞赤伝処理は下請負人との合意のもとで行い、差引額についても下請負人の過剰負担となることがないよう十分に配慮する

赤伝処理は、下請負人に費用負担を求める合理的な理由があるものについて、下請負人との合意のもとで行えるものです。

よって、赤伝処理に当たっては、差引額の算出根拠、使途等を明らかにして、事前に下請負人と十分に協議を行うとともに、例えば、安全協力費については下請工事の完成後に当該費用の収支について開示するなど、その透明性の確保に努め、赤伝処理による費用負担が下請負人に過剰なものにならないよう十分に配慮することが必要です。

支払保留 ・ 支払遅延① （法第24条の3、法第24条の6）

〔事例〕

① 下請工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了したが、工事全体が終了（発注者への完成引渡しが終了）するまでの長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わなかった

② 元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払を受けたにもかかわらず、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合に相応する下請代金を１ヵ月以内に支払わなかった

上記①のケースは法第24条の３及び法第24条の６に違反する恐れがあり、②のケースは法第24条の３に違反する恐れがあります。

工事が完成し、元請負人の検査及び引渡し終了後、正当な理由がないにもかかわらず、長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことは、法第24条の３又は法第24条の６に違反します。